

氏 名	藤 井 律 之
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 428 号
学位授与の日付	平 成 20 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	魏晉南朝の遷官制度 ——官職の兼任を中心として——

論文調査委員	(主 査) 教 授 吉 本 道 雅	教 授 夫 馬 進	准教授 中 砂 明 徳
--------	----------------------	-----------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、官職の兼任に注目しつつ、魏晉南朝時代の遷官制度の具体像解明を試みたものである。

〈序章〉〈一〉では、魏晉南北朝時代のうち、南朝については、出土文字史料が乏しいため、専ら正史・類書に頼らざるを得ないという史料状況を述べ、〈二〉では本論文の主題である遷官制度について、宮崎市定『九品官人法の研究』(1956)以降の研究史を整理し、〈三〉では本論文の構成を説明する。

〈第一章 特進の起源と変遷〉は、唐代文散官の最上級部分を占める開府儀同三司＞特進＞光禄大夫の序列が、唐王朝に直接先行する北周・隋に認めらず、南朝の制度を継承したものであることを確認した上で、漢代～南朝における特進の変遷を通じて、唐代文散官上位序列の起源、特進の周辺にあった列侯・將軍・光禄大夫との関連、および唐制への影響を探るものである。〈第一節 特進と奉朝請、就第〉〈一 特進の基本的性質〉は前漢の特進が列侯という爵に加わる特異な加官であったことを確認し、〈二 奉朝請〉〈三 就第〉は特進に関連する奉朝請が内朝ではなく外朝(本官)に関連するより一般的なもの、就第は無官の列侯が自宅である第にあることで、謹慎を意味しないことを確認する。ついで〈第二節 漢代〉〈一 列侯の朝位〉では、前漢の列侯の朝位が武官の側、「上卿」である前後左右將軍の次に位置したことを確認し、〈二 前漢〉では、宣帝期の特進設置後、特進は「公」、それ以外の列侯は「卿」の朝位を有したとする。ついで〈三 後漢〉では、列侯の朝位が特進・朝侯・侍祠侯などに分化し、九卿以下の官をもつ列侯にも特進によって三公の朝位を与えるようになったことを指摘し、〈四 開府儀同三司の形成〉では、後漢の車騎將軍が開府儀同三司が与えられ「公」の朝位を獲得して、特進より上位を占めるようになったことを指摘し、この車騎將軍＋開府儀同三司＞列侯＋特進の序列が唐代文散官における開府儀同三司＞特進なる序列の淵源であることを解明する。〈第三節 魏晉〉〈一 礼制の転換〉では、公・卿・大夫・士の身分制に対し、西晋には公(一品)・卿(三品)の間に「孤」(二品)の身分が置かれ、特進が公から孤に置かれるようになったことを指摘し、〈二 特進と光禄大夫〉では、魏末の五等爵の設置により、特進は列侯爵との関係を失い、二品の文官として、二品の武官である金紫將軍と対をなすべく孤とされたとする。また、晋代には左右金紫光禄大夫・儀同三司(一品)＞左右金紫光禄大夫(二品)＞銀青光禄大夫(三品)という光禄大夫の序列が成立し、將軍開府儀同三司(一品)＞金紫將軍(二品)＞三品將軍(三品)と対をなすことが指摘される。〈第四節 南朝〉では、特進が開府儀同三司を避ける手段として授けられたこと、専ら左右金紫光禄大夫の加官となっていたことから、左右金紫光禄大夫＋開府儀同三司(一品)＞左右金紫光禄大夫＋特進＞左右金紫光禄大夫(二品)＞銀青光禄大夫(三品)のように、開府儀同三司＞特進と、光禄大夫の序列が複合していたこと、そしてこれこそが唐代文散官の開府儀同三司＞特進＞光禄大夫なる序列の起源であったことが確認される。〈結びにかえて〉では、漢～唐の特進に認められた列侯から光禄大夫の加官、さらに文散官という推移が、奉朝請の特権についても妥当することを確認する。

〈第二章 侍中領衛考〉は、侍中・内号將軍兼任(「帶貼」)の事例を素材に、南朝時代における遷官の具体像解明を試みる。(I)は侍中・内号將軍を概観する。東晋から南朝にかけて、官職の清濁を基準とする選挙が行われるようになり、官

品の高下ではなく特定の官職を経由することが重視されるようになる。宋・南齊における昇進経路を基準に九品官制を再編したものが梁の十八班官制であり、侍中（12班）から尚書令（16班）に至る昇進経路が確認される。内号將軍についても、同様に五校尉から左右衛將軍に至る四層が確認される。内号將軍が帶貼される官としては、侍中が最も多い。（Ⅱ）は侍中＋内号將軍の事例を、（1）五校尉、（2）前軍・後軍・左軍・右軍將軍、（3）驍騎・游擊將軍、（4）左右衛將軍のそれぞれについて分析し、とくに（4）については、左右衛將軍を本官とし、（a）給事中、（b）散騎常侍を帶貼とした事例ののちに、（c）侍中領左右衛將軍を検討する。これらの作業の結果、尚書左右僕射、領軍將軍・護軍將軍／侍中領左右衛將軍＞吏部尚書、中領軍・中護軍／侍中領驍騎・游擊將軍／散騎常侍・左右衛將軍＞侍中領前軍・後軍・左軍・右軍將軍＞列曹尚書／侍中領五校尉／給事中・左右衛將軍＞侍中／左右衛將軍なる序列が復元される。（Ⅲ）では侍中＋驍騎・游擊將軍以下が職責を期待されていなかったこと、黃門侍郎・太子中庶子および尚書に内号將軍が帶貼される事例が侍中の場合に類似することが指摘される。（Ⅳ）では尚書に侍中と類似の序列が出現することについて、後漢末、荀彧の侍中・守尚書令以降の推移が検討され、ついで、東晉末・宋初における侍中領衛に対する高い評価などを原因として内号將軍の帶貼が盛行したことが説明される。

〈第三章 南朝における外号將軍の再検討〉では昇進過程において外号將軍のランクが引き下げられる事例を検討することで、南朝時代における外号將軍運用の一端を解明する。〈第一節 宋齊における外号將軍の逆行事例〉は、（A）地方官間での人事異動における、（B）地方官以外の官職が関係する場合に細分され、逆行の原因として（A）については、（ア）州刺史間、（イ）郡太守間、（ウ）州郡間の格差調節が確認され、（B）については、（エ）皇子の軍府がかかわらないもの、（オ）かかわるものに細分され、後者については皇子と属僚の主従関係を回避させる機能を外号將軍が有していたとする。〈第二節 梁陳における外号將軍の逆行事例〉では前節と同様の作業が行われるが、梁陳時代においては、大半の事例が皇子を対象とするものであることが指摘され、外号將軍の逆行が、宋齊時代には、軍功を挙げた寒門層の地位を調節するものであったことに対し、梁陳時代には、皇子の間で突出したものの出現を抑制するものであったことを確認する。

〈第四章 満と解〉は、従来適切な解釈が与えられてこなかった「満」「解」なる用語を考証する。〈第一節 満報と満叙〉では、満・満叙・満報の賜与が、任期を強制的に満了させ、無官ながらも現任と同等の地位を保証する手続であったことを論証し、〈第二節 解職と代替となる官職〉では、魏晉南朝における解職の基本的性質が検討され、ついで解職後の代替の官職として將軍号が用いられたことを確認する。

〈終章〉は各章の要旨を整理した上で、今後の展望として、北朝制度史研究への抱負を言明する。

論文審査の結果の要旨

内藤湖南は『支那上古史』（1944）において東洋史を「支那文化発展の歴史」と規定し、中国史の時代区分を提示した。内藤の時代区分論は「文化」の担い手たる支配層の政治的社会的性格に注目するものであり、門閥貴族を支配層とする後漢～唐代前半を「中古」（中世）とした。宮崎市定『九品官人法の研究』（1956）は、緻密かつ大胆な官制史研究によって、内藤が提起した「中世」「門閥貴族」のイメージを内実化したものにほかならない。以後の魏晉南北朝官制史研究は宮崎を起点として進められた。研究史について論者が注目するものは、第一に、官職の清濁が昇進の基準となったため、官品が有名無実化した東晉南朝の官人の地位がどのように表象されたかという問題であり、第二に唐の散官に至る位階形成の問題である。前者について、野田俊昭の一連の研究は、「実質的な官品」を想定したが、中村圭爾『六朝貴族制研究』（1987）は、官品ではなく、具体的な昇進経路を復元し、その昇進経路をもとに九品官制が梁の十八班制に再編成されたことを確認した。さらに岡部毅史「晉南朝の免官について」（2001）は、官人の地位が単独の官職ではなく、加官・兼任による複数の官職によって表象されていたことを確認した。中国においては、この方面の研究は手薄であるが、周一良『《南齊書・丘靈鞠伝》試釈 兼論南朝文部官位及清濁』（1963）が文官の内号將軍兼任につき論じ、閻步克「仕途視角中的南朝西省」（2000）は昇進の際に兼任している内号將軍のランクを引き下げ官人の地位が上昇しすぎないようにすることを指摘している。このように、魏晉南北朝官制史研究は、近年に至って新たな展開を示しているが、なお未解決な問題が山積している。本論文は、そうした問題のいくつかを取り上げて確実な知見の蓄積を試みるものである。以下、本文の構成に即してその到達点を確認していこう。

〈第一章 特進の起源と変遷〉は、唐代文散官の最上級部分を占める開府儀同三司＞特進＞光禄大夫という序列の形成過程を解明する。隋唐散官の形成過程は、1990年代以降、研究が展開したが、南朝制度史においては、武散官につながる將軍号に研究関心が集中し、文散官については手つかずであった。論者は、特進の推移に視点を据えて、この問題の解明を図る。〈第一節 特進と奉朝請、就第〉では、前漢における特進が列侯という爵に加わる特異な加官であったことを確認し、〈第二節 漢代〉では、後漢の車騎將軍が開府儀同三司を与えられ「公」の朝位を獲得して、特進より上位を占めるようになったことを指摘し、この車騎將軍＋開府儀同三司＞列侯＋特進の序列が唐代文散官における開府儀同三司＞特進なる序列の淵源であることを解明する。ついで〈第三節 魏晉〉では、晋代に左右金紫光禄大夫・儀同三司（一品）＞左右金紫光禄大夫（二品）＞銀青光禄大夫（三品）という光禄大夫の序列が成立し、〈第四節 南朝〉では、特進が光禄大夫の加官となり、左右金紫光禄大夫＋開府儀同三司（一品）＞左右金紫光禄大夫＋特進＞左右金紫光禄大夫（二品）＞銀青光禄大夫（三品）の序列が形成されたことを確認する。ここに、唐代文散官の開府儀同三司＞特進＞光禄大夫なる序列の起源が解明される。

〈第二章 侍中領衛考〉〈第三章 南朝における外号將軍の再検討〉では、帶貼（兼任）された將軍号が昇進の際にランクを引き下げる事例を手がかりに議論を進める。このような將軍号の「逆行」はすでに指摘はされていたが、本論文は事例を悉皆調査することによって、將軍号帶貼の官制史上の意味を解明する。〈第二章〉は内号將軍を扱う。南朝の將軍号については、唐代武散官の淵源と目された外号將軍に研究関心が集中し、内号將軍の本格的な研究はなされていなかった。論者は、侍中が内号將軍を帶貼する事例を検討し、尚書左右僕射、領軍將軍・護軍將軍／侍中領左右衛將軍＞吏部尚書、中領軍・中護軍／侍中領驍騎・游擊將軍／散騎常侍・左右衛將軍＞侍中領前軍・後軍・左軍・右軍將軍＞列曹尚書／侍中領五校尉／給事中・左右衛將軍＞侍中／左右衛將軍なる序列を復元するとともに、東晋末・宋初における侍中領衛に対する高い評価などを原因として内号將軍の帶貼が盛行したことを解明する。〈第三章〉は、〈第一節 宋齊における外号將軍の逆行事例〉〈第二節 梁陳における外号將軍の逆行事例〉から成り、従来指摘されていなかった外号將軍の「逆行」を確認するとともに、事例を検討し、それが宋齊時代には、軍功を挙げた寒門層の地位を調節するものであったことに対し、梁陳時代には、皇子の間で突出したものの出現を抑制するものであったことを確認する。

〈第四章 満と解〉は魏晉南朝の人事異動手続に関する研究の一端として、「満」「解」なる用語を考証する。〈第一節 満報と満叙〉では、満・満叙・満報の賜与が、任期を強制的に満了させ、無官ながらも現任と同等の地位を保証する手続であったことを論証し、〈第二節 解職と代替となる官職〉では、漢・唐と比較した場合の魏晉南朝における解職の基本的性質が検討され、ついで解職後の代替の官職として將軍号が用いられたことを確認する。

〈終章〉は各章の要旨を整理した上で、今後の展望として、北朝制度史研究への抱負を言明する。

このように、本論文は、魏晉南朝官制史において従来未開拓であり、かつ今後の研究の起点ともなりうるいくつかの問題について着実な解答を提示したものであり、その学術上の価値はあらためていうまでもない。確かに議論の余地を残し、なお丁寧な説明を要する論点もいくつかあり、また、本論文の課題を、たとえば中国中世史研究といったより高い次元に展開するといった議論が回避されているため、官制史の専門家以外には本論文の価値が伝わりにくいような部分があったこともまた事実である。〈終章〉で論者自身予告しているように、中国中世史に対する包括的な全体像を再構築し、その中であらためて本論文の所見を位置づけることが、今後の課題となろう。とはいえ、これらの点が、本論文の価値を損なうものでないことはいうまでもない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2008年2月19日、調査委員3名が論文内容とそれに関連して試問した結果、合格と認めた。